



## 国家税務総局公告

2016年第42号

### 国家税務総局 関連者間取引申告と同期資料の管理に関する公告

関連者間取引申告と同期資料管理の一層の整備を図るために、『中華人民共和国企業所得税法』（以下、「企業所得税法」と称する）及び同实施条例、『中華人民共和国税収徴収管理法』（以下、「税収徴収管理法」と称する）及び同実施細則の関連規定に基づき、関連する問題について以下の通り公告する。

一、実際所得課税の行われる居住者企業及び中国国内に機構、場所を設け、かつ実際所得に基づき企業所得税を申告・納付している非居住者企業は、税務機関に年度企業所得税納税申告表を提出するときに、関連者との間の取引について関連者間取引申告を行い、『中華人民共和国企業年度関連者間取引報告表（2016年版）』を添付しなければならない。

二、企業とその他の企業、組織或いは個人との間に以下のいずれかの関係がある場合に、本公告に称する関連関係があるものとする。

（一）一方が直接または間接に他方の持分総額の**25%以上**を保有する場合。双方が直接または間接に同一の第三者により持分の**25%以上**を保有される場合。

一方が中間者を通じて他方の持分を間接的に保有する場合、その中間者に対する持分比率が**25%以上**ならば、その他方に対する持分比率は中間者の他方に対する持分比率により計算する。

夫婦、直系血族、兄弟姉妹及びその他の養育、扶養の関係にある**2名以上**の自然人が同一企業の持分を共同保有する場合、関連関係の判断をする際には、持分比率を合算して計算する。

（二）双方に持分保有関係がある或いは同一の第三者に持分を保有されており、持分比率は本条第（一）項の規定に満たないが、双方の間の貸借資金総額がいずれか一方の払込資本金の**50%以上**を占める場合、或いは一方の貸借資金総額の**10%以上**について他方の保証を受けている場合（独立の金融機関との間の貸借或いは保証を除く）。

貸借資金総額が払込資本金に占める比率＝貸借資金の年度加重平均/払込資本金の年度加重平均

そのうち、

貸借資金の年度加重平均＝ $\sum_{i=1}^n$  i番目の借入或いは貸出資金の帳簿金額×i番目の借入或いは貸出資金の年度における実際占用日数／365

払込資本金の年度加重平均＝ $\sum_{i=1}^n$  i番目の払込資本金の帳簿金額×i番目の払込資本金の年度における実際占用日数／365

(三) 双方に持分保有関係がある或いは同一の第三者に持分を保有されており、持分比率は本条第(一)項の規定に満たないが、一方の生産経営活動が、他方から提供される特許権、非特許技術、商標権、著作権等の権利がなければ、正常に行えない場合。

(四) 双方に持分保有関係がある或いは同一の第三者に持分を保有されており、持分比率は本条第(一)項の規定に満たないが、一方の購買、販売、役務の受入、役務の提供等の経営活動が他方により支配されている場合。

上述の支配とは、一方が他方の財務及び経営政策を決定する権限を有し、かつそれによって他方の経営活動から利益を獲得することができることを指す。

(五) 一方の半数以上の董事或いは半数以上の高級管理者(上場企業の董事会秘書、マネジャー、副マネジャー、財務責任者及び会社の定款に規定されるその他の人員を含む)が他方から任命または派遣される場合、或いは同時に他方の董事或いは高級管理者を務める場合、もしくは双方各々の半数以上の董事或いは半数以上の高級管理者が同一の第三者から任命または派遣される場合。

(六) 夫婦、直系血族、兄弟姉妹及びその他の養育、扶養の関係にある2名の自然人がそれぞれ双方との間に本条第(一)項から第(五)項のいずれかの関係を有する場合。

(七) 双方に実質的なその他の共同利益がある場合。

本条第(二)項の規定を除き、上述の関連関係に年度内において変化が生じた場合、実際の存続期間に基づき関連関係を認定する。

三、国家による持分保有或いは国有資産管理部門が董事、高級管理人員を派遣することのみにより、本公告の第二条第(二)項から第(五)項の関係が存在する場合、本公告にいう関連関係にはあたらない。

四、関連者間取引は主に以下を含む。

(一) 有形資産の使用権或いは所有権の譲渡。有形資産には商品、製品、建物・構築物、車輛運搬具、機器設備、工具器具等を含む。

(二) 金融資産の譲渡。金融資産は売掛金、受取手形、その他未収入金、持分投資、債権投資及びデリバティブにより形成された資産等を含む。

(三) 無形資産の使用権或いは所有権の譲渡。無形資産には特許権、非特許技術、企業秘密、商標権、ブランド、顧客リスト、販売ルート、フランチャイズ経営権、政府許可、著作権等を含む。

(四) 資金融通。資金には各種の長短期の資金貸借（グループのキャッシュプーリングを含む）、保証費、各種の利付前払いと延払い等を含む。

(五) 役務取引。役務には市場調査、マーケティングの計画、代理、設計、コンサルティング、事務管理、技術サービス、契約型研究開発、メンテナンス、法律サービス、財務管理、監査、招聘、研修、集中購買等を含む。

五、以下のいずれかの状況がある居住者企業は、年度関連者間取引報告表を提出するときに国別報告書を作成しなければならない。

(一) 当該居住者企業が多国籍企業グループの最終持株企業であり、かつその前会計年度の連結財務諸表における各種の収入金額の合計が55億元を超える。

最終持株企業とは、その多国籍企業が属する企業グループにおける全てのメンバー実体の財務諸表を連結することができ、かつその他の企業が連結財務諸表に取り込むことができない企業を指す。

メンバー実体には以下を含む。

1. 実際に多国籍企業グループの連結財務諸表に取り込まれている実体
2. 多国籍企業グループが当該実体の持分を保有し、かつ公開証券市場取引の要求に基づき、多国籍企業グループの連結財務諸表に取り込むべきであるが、実際には取り込まれていない実体
3. 業務の規模または重要性の程度のみによって多国籍企業グループの連結財務諸表に取り込まれていない実体
4. 独立採算で財務諸表を作成する恒久的施設

(二) 当該居住者企業が多国籍企業グループによって国別報告書の提出企業に指定されている。

国別報告書では主に、最終持株企業が属する多国籍企業グループにおける全てのメンバー実体のグローバルの所得、租税及び業務活動の国別分布状況を開示する。

六、最終持株企業が中国居住者企業である多国籍企業グループは、その情報が国家の安全に関わる場合、国家の関連規定に基づき、一部或いは全部の国別報告書の作成を免れることができる。

(デロイト中国 参考仮訳) **For reference only**

七、税務機関は中国が対外的に締結している条約、協議或いは協定に基づき、国別報告書の情報交換を実施することができる。

八、企業は本公告の第五条に規定する国別報告書の作成範囲に属さないが、その企業の属する多国籍企業グループがその他の国の関連規定に従って国別報告書を準備すべき場合で、以下のいずれかの条件に該当する場合、税務機関は特別納税調査を実施するときに国別報告書を提出するよう企業に要求することができる。

(一) 多国籍企業グループがいずれの国にも国別報告書を提出していない。

(二) 多国籍企業グループはすでにその他の国に国別報告書を提出しているが、中国と当該国がまだ国別報告書の情報交換体制を確立していない。

(三) 多国籍企業グループはすでにその他の国に国別報告書を提出しており、中国と当該国もすでに国別報告書の情報交換体制を確立しているが、国別報告書が実際には中国と交換できていない。

九、企業が規定された期限までに年度関連者間取引報告表を提出することに困難があり、期限を延長する必要がある場合、税収徴収管理法及び同実施細則の関連規定に従い、処理しなければならない。

十、企業は企業所得税法実施条例の第114条の規定に基づき、関連者間取引の同期資料を納税年度毎に準備し、かつ税務機関の要求に従って提出しなければならない。

同期資料にはマスター文書、ローカル文書及び特殊事項文書を含む。

十一、以下のいずれかの条件に該当する企業は、マスター文書を準備しなければならない。

(一) 年度においてクロスボーダーの関連者間取引が発生し、かつ当該企業の財務諸表を連結する最終持株企業の属する企業グループがすでにマスター文書を準備している。

(二) 年度における関連者間取引の総額が10億元を超える。

十二、マスター文書においては主に、最終持株企業が属する企業グループのグローバルの業務の全体的な状況を開示する。以下の内容を含む。

(一) 組織構成

図表形式で企業グループのグローバルの組織構成、持分構成及び全てのメンバー実体の地理分布を説明する。メンバー実体とは、企業グループ内の各運営実体を指し、会社制の企業、パートナーシップ企業及び恒久的施設等を含む。

(二) 企業グループの業務

1. 企業グループの業務の説明。利益の重要な価値貢献要因を含む。

2. 企業グループの営業収入が上位 5 位以内、及び営業収入の 5%超を占める製品または役務のサプライチェーン及び主な市場の地域分布の状況。サプライチェーンの状況は図表形式を用いて説明することができる。

3. 企業グループの研究開発以外の重要な関連者間の役務取引及び簡単な説明。説明内容には、主な役務提供者の役務提供の適性、役務原価の配分及び関連者間の役務取引の価格を決定する移転価格設定方針を含む。

4. 企業グループ内の各メンバー実体の主な価値貢献の分析。担う重要な機能、負担する重大なリスク、及び使用する重要な資産を含む。

5. 企業グループの会計年度内において発生した事業再編、産業構造調整、グループ内における企業の機能、リスク或いは資産の移転。

6. 企業グループの会計年度内において発生した企業の法律形式の変更、債務再編、持分買収、資産買収、合併、分割等。

### (三) 無形資産

1. 企業グループの無形資産の開発、応用及び無形資産の所有権の帰属を決定する全体戦略。主な研究開発機構の所在地と研究開発管理活動の発生地及びその主な機能、リスク、資産と人員の状況を含む。

2. 企業グループの移転価格の取決めに顕著な影響を与える無形資産または無形資産の組み合わせ、及び対応する無形資産の所有権者。

3. 企業グループ内の各メンバー実体とその関連者の間における無形資産の重要な契約のリスト。重要な契約にはコストシェアリング契約、主な研究開発サービス契約及び許諾契約等を含む。

4. 企業グループ内の研究開発活動及び無形資産と関連する移転価格設定方針。

5. 企業グループの会計年度内における重要な無形資産の所有権と使用権の関連者間での譲渡の状況。譲渡に関わる企業、国家及び移転価格等を含む。

### (四) 融資活動

1. 企業グループ内における各関連者間の融資の取決め及び非関連者との主な融資の取決め。

2. 企業グループ内で集中的な融資機能を持つメンバー実体の状況。当該実体の登録地及び実際管理機構の所在地を含む。

3. 企業グループ内における各関連者間の融資の取決めにかかる全体的な移転価格設定方針。

### (五) 財務及び税務の状況

1. 企業グループの直近会計年度の連結財務諸表。

2. 企業グループ内の各メンバー実体が締結した一国のみの事前確認、二国間事前確認及び国家間の所得配分に関わるその他の租税裁定のリストと簡単な説明。

3. 国別報告書を提出する企業の名称及びその所在地。

十三、年度における関連者間取引の金額が以下のいずれかの条件に該当する企業は、ローカル文書を準備しなければならない。

(一) 有形資産の所有権の譲渡金額（来料加工業務については年度における輸出入の通関価格により計算）が2億元を超える。

(二) 金融資産の譲渡金額が1億元を超える。

(三) 無形資産の所有権の譲渡金額が1億元を超える。

(四) その他の関連者間取引の金額が合計4,000万元を超える。

十四、ローカル文書においては主に、企業の関連者間取引に関する詳細情報を開示する。以下の内容を含む。

(一) 企業の概況

1. 組織構成。企業の各職能部門の設置、職責範囲及び従業員数等を含む。

2. 管理構造。企業の各レベルの管理者層の報告対象及び報告対象の主な事務所在地等を含む。

3. 業務の説明。企業の属する業界の発展概況、産業政策、業界規制等の企業と業界に影響を与える主な経済及び法律問題、主な競合者等を含む。

4. 経営戦略。企業の各部門、各段階の業務フロー、運営モデル、価値貢献要因等を含む。

5. 財務データ。企業の各類型の業務と製品の収入、原価、費用及び利益を含む。

6. 当企業に関わる或いは当企業に影響を与える再編または無形資産の譲渡の状況、及び当企業に対する影響の分析。

(二) 関連関係

1. 関連者の情報。直接または間接に企業の持分を保有する関連者、及び企業と取引を行う関連者を含む。内容は関連者の名称、法定代表者、高級管理者の構成状況、登録住所、実際経営住所、及び関連者である個人の氏名、国籍、居住地等の状況を含む。

2. 上述の関連者に適用される所得税の性質を有する税目、税率及び適用可能な租税優遇。

3. 当会計年度内における企業の関連関係の変化の状況。

(三) 関連者間取引

1. 関連者間取引の概況

- (1) 関連者間取引の説明及び明細。関連者間取引に関わる契約書または協議書の副本及びその実施状況の説明、取引の対象物の特性、関連者間取引の類型、関与者、時期、金額、決済通貨、取引条件、貿易形式、及び関連者間取引と非関連者間取引の異同等を含む。
- (2) 関連者間取引フロー。関連者間取引の情報フロー、物流及び資金フロー、非関連者間取引の業務フローとの異同を含む。
- (3) 機能とリスクの説明。企業及びその関連者が各種の関連者間取引において担う機能、負担するリスク及び使用する資産を含む。
- (4) 取引の価格設定に影響を与える要因。関連者間取引に関わる無形資産及びその影響、コストセービング、マーケットプレミアム等の地域性特殊要因を含む。地域性特殊要因は労働力原価、環境原価、市場規模、市場競争の程度、消費者の購買力、商品或いは役務の代替可能性、政府規制等の面から分析する。
- (5) 関連者間取引データ。各関連者、各種の関連者間取引に関わる取引金額を含む。関連者間取引と非関連者間取引の収入、原価、費用及び利益を分けて開示する。直接集計できない場合は、合理的な比率で按分し、当該按分比率の根拠を説明する。

2. バリューチェーン分析

- (1) 企業グループ内の業務フロー、物流及び資金フロー。商品、役務或いはその他の取引の対象物の設計、開発、生産製造、マーケティング、販売、引渡、決済、消費、アフターサービス、循環利用等の各段階及びその関与者を含む。
- (2) 上述した各段階における関与者の直近会計年度の財務諸表。
- (3) 地域性特殊要因の企業の価値創造に対する貢献の測定及びその帰属。
- (4) 企業グループの利益のグローバルのバリューチェーンにおける配分原則と配分結果。

3. 対外投資

- (1) 対外投資の基本情報。対外投資プロジェクトの投資地域、金額、主要業務及び戦略計画を含む。
- (2) 対外投資プロジェクトの概況。対外投資プロジェクトの持分構成、組織構成、高級管理者の雇用方式、プロジェクトの意思決定権限の帰属を含む。

(3) 対外投資プロジェクトのデータ。対外投資プロジェクトの運営データを含む。

#### 4. 関連者間の持分譲渡

(1) 持分譲渡の概況。譲渡の背景、関与者、時期、価格、支払方式、及び持分譲渡に影響を与えるその他の要因を含む。

(2) 持分譲渡の対象の関連情報。持分譲渡の対象の所在地、譲渡者が当該持分を取得した時期、方式及び原価、持分譲渡収益等の情報を含む。

(3) デューディリジェンス報告書或いは資産評価報告書等の持分譲渡と関連するその他の情報。

#### 5. 関連者間の役務取引

(1) 関連者間の役務取引の概況。役務の提供者と受入者、役務の具体的な内容、特性、展開方式、価格設定原則、支払形式、及び役務発生後の各当事者の受益状況等を含む。

(2) 役務原価費用の集計方法、項目、金額、配分基準、計算過程及び結果等。

(3) 企業及び企業が属する企業グループと非関連者の間に同様または類似の役務取引が存在する場合、関連者間の役務取引と非関連者間の役務取引の価格設定原則及び取引結果における異同を詳細に説明しなければならない。

6. 企業の関連者間取引と直接関連する、中国以外のその他の国家の税務主管当局が締結した事前確認及び下したその他の租税裁定。

#### (四) 比較分析

1. 比較分析で考慮する要因。取引する資産或いは役務の特性、取引の各当事者の機能、リスク及び資産、契約条項、経済環境、経営戦略等を含む。

2. 比較対象企業が担う機能、負担するリスク及び使用する資産等の関連情報。

3. 比較対象の検索方法、情報の出所、選定条件及び理由。

4. 選定した内部または外部の比較対象独立取引情報と比較対象企業の財務情報。

5. 比較対象データの差異調整及びその理由。

#### (五) 移転価格算定方法の選択及び使用

1. 検証対象の選択及びその理由。

2. 移転価格算定方法の選択及びその理由。いずれの移転価格算定方法を選択するかにかかわらず、グループの全体利益或いは残余利益に対する企業の貢献について説明しなければならない。



3. 比較対象となる非関連者間取引の価格或いは利益を確定する過程における前提条件及び判断。

4. 合理的な移転価格算定方法と比較分析の結果を運用し、比較対象となる非関連者間取引の価格或いは利益を確定する。

5. 選択した移転価格算定方法を支持するその他の資料。

6. 関連者間取引の価格設定が独立取引の原則に合致するか否かの分析及び結論。

十五、特殊事項文書には、コストシェアリングの特殊事項文書及び過少資本の特殊事項文書が含まれる。

企業がコストシェアリング契約を締結或いは実施する場合、コストシェアリングの特殊事項文書を準備しなければならない。

企業の関連負債資本比率が基準比率を超え、独立取引の原則に合致することを説明する必要がある場合、過少資本の特殊事項文書を準備しなければならない。

十六、コストシェアリングの特殊事項文書には以下の内容を含む。

(一) コストシェアリング契約の副本。

(二) 各参加者の間で合意された、コストシェアリングを実施するためのその他の契約。

(三) 参加者以外によるコストシェアリングの成果の使用状況、支払われた金額及び形式、並びに支払金額の参加者間での分配方式。

(四) 当年度におけるコストシェアリングの参加者の加入或いは脱退の状況。加入或いは脱退した参加者の名称、所在国と関連関係、加入支払或いは脱退補償の金額及び形式を含む。

(五) コストシェアリングの変更或いは終了の状況。変更或いは終了の理由、すでに形成されたコストシェアリングの成果に対する処理或いは分配を含む。

(六) 当年度にコストシェアリングによって発生した原価総額及び構成状況。

(七) 当年度における各参加者の原価の分担状況。原価支払の金額、形式と対象、支払った或いは受け取った補償支払の金額、形式と対象を含む。

(八) 当年度におけるコストシェアリングの予測収益と実際収益との比較及びそれによる調整。

(九) 予測収益の計算。測定パラメーターの選択、計算方法及び変更理由を含む。

十七、過少資本の特殊事項文書には以下の内容を含む。

(一) 企業の返済能力及び借入能力の分析。

- (二) 企業グループの借入能力及び融資構成状況の分析。
- (三) 企業の登録資本金等の権益投資の変動状況の説明。
- (四) 関連債権投資の性質、目的及び取得時の市場状況。
- (五) 関連債権投資の通貨種類、金額、利率、期限及び融資条件。
- (六) 非関連者は上述の融資条件、融資金額及び利率を受け入れることができ、かつそれを望むか否か。
- (七) 企業が債権性投資を取得するために提供した抵当品の状況及び条件。
- (八) 保証人の状況及び保証条件。
- (九) 同類、同期の貸付金の利率の状況及び融資条件。
- (十) 転換社債の転換条件。
- (十一) 独立取引の原則に合致していることを証明できるその他の資料。

十八、企業が事前確認を実施する場合、事前確認に関わる関連者間取引にかかるローカル文書と特殊事項文書は準備しなくてよい。その関連者間取引金額は本公告の第十三条に規定する関連者間取引金額に算入しない。

企業は国内関連者とのみ関連者間取引が発生する場合、マスター文書、ローカル文書及び特殊事項文書を準備しなくてよい。

十九、マスター文書は企業グループの最終持株企業の会計年度終了日から 12 ヶ月以内に準備し、ローカル文書及び特殊事項文書は関連者間取引が発生した年度の翌年 6 月 30 日までに準備しなければならない。同期資料は、税務機関の要求があった日から 30 日以内に提出しなければならない。

二十、企業が不可抗力により期限までに同期資料を提出できない場合、不可抗力が消滅してから 30 日以内に同期資料を提出しなければならない。

二十一、同期資料には中国語を使用しなければならない。また、引用した情報・資料の出所を記載しなければならない。

二十二、同期資料には社印を捺印し、かつ法定代表者または法定代表者が授権する代表が署名と捺印をしなければならない。

二十三、企業が合併、分割する場合は、合併、分割後の企業が同期資料を保存しなければならない。

二十四、同期資料は税務機関が要求する準備完了の日から 10 年保存しなければならない。

二十五、企業が規定に従って関連者間取引申告を行い、同期資料及び関連資料を提出する場合、税務機関は特別納税調査を実施して税額を追徴するときに、企業所得税

(デロイト中国 参考仮訳) **For reference only**

法実施条例の第 122 条の規定により、税額の帰属する納税年度において中国人民銀行が公布した、税額追徴期間と同期間の人民元貸付基準利率で利息を計算する。

二十六、香港・マカオ・台湾地区の関係事項につき、本公告の関連規定を参照する。

二十七、本公告は 2016 年以降の会計年度に適用する。『特別納税調整実施弁法（試行）』（国税発[2009]2 号により発布）の第二章、第三章、第 74 条及び第 89 条、『中華人民共和国企業年度関連者間取引報告表』（国税発[2008]114 号により発布）は同時に廃止する。

ここに公告する。

添付：1、中華人民共和国企業年度関連者間取引報告表（2016 年版）

2、『中華人民共和国企業年度関連者間取引報告表（2016年版）』の記入説明

国家税務総局

2016年6月29日